エ　周波数測定装置を備え付けている場合は、その旨を記載すること。ただし、26.175MHzを超える周波数の電波のみを使用する送信機の場合又は空中線電力が10W以下の送信機のみの場合は、記載を要しない。また、施行規則第11条の３第７号の装置を備え付けていない場合は、その旨を記載すること。

オ　その他参考になる事項がある場合は、その事項を記載すること。

⑺　15の欄は、次によること。

ア　２以上の送信機を有する場合は、第１送信機、第２送信機と表示して送信機ごとに該当する事項を記載すること。

イ　変更の種別の欄は、変更する送信機において該当する□にレ印を付けること。

ウ　適合表示無線設備の番号の欄は、技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。

エ　変更に係る部分について、当該変更後の事項を記載すること。

オ　その他の工事設計の欄は、この無線局事項書及び工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第３章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

６　無線局免許状等の申請（届出）に対する処分に係る書類の送付を希望するときは、申請（届出）者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの（書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの）とする。

７　申請（届出）書並びに無線局事項書及び工事設計書の用紙は、日本産業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第十四号第１　アマチュア局の再免許申請書（無線局事項書及び工事設計書の添付を省略する場合に限る。）の様式（第20条の13関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）　［新設］

アマチュア局再免許申請書（特例様式）

年　　月　　日

（何）総合通信局長（注１）殿

収入印紙をはるところ （この欄にはりきれないときは、別紙にはると書いて、日本産業規格Ａ列４番の用紙にはってください。） （必要額を超えて収入印紙をはっている場合は、申請書の余白に「過納承諾　氏名」のように記入してください。）

アマチュア無線を　引き続き　運用したいので　申請します。

（無線局免許手続規則第16条第１項の規定により、無線局の再免許を受けたいので、第16条の３の規定により、添付書類の提出を省略して下記のとおり申請します。）